

江田島市船舶運航事業経営戦略

団 体 名 : 江田島市

事 業 名 : 船舶運航事業

策 定 日 : 平成 29 年 12 月

計 画 期 間 : 平成 29 年度 ~ 平成 32 年度

1. 事業概要

(1) 事業形態等

法適用(全部適用・一部適用)・法非適用の区分	法非適用		
職 員 数	0人	年 間 輸 送 人 員 数	530千人
営 業 航 路	15.9km	在 籍 船 舶 数	3隻
運 航 路 線 数	1本	平 均 船 齢	22年
年 間 運 航 キ 口	26千km	乗 船 効 率 * 1	14.8%

*1 乗船効率 = 延人キロ ÷ (運航キロ × 平均乗船定員) × 100

(2) 料金形態

	年 月 日	制 度 及 び 賃 率
上限認可		
実 施	平成27年10月1日	江田島市旅客船設置及び管理条例

(3) 現在の経営状況

料 金 収 入 ※過去3年度分を記載	H27 11,699千円 ※市企業局交通船事業の収入額 (H27.4~H27.9)	H28 0千円 ※H27.10から指定管理者による運航 収益納付を求めているため収入なし	H29 0千円
経 常 収 支 比 率 (又は収益的収支比率) ※過去3年度分を記載	H27 408.8%	H28 2103.6% ※交通船特会の歳入歳出により算定	H29 1.4%
純 損 益 (又は実質収支) ※過去3年度分を記載	H27 26,191千円 ※企業局交通船事業の清算残	H28 4,137千円	H29 1,138千円
資 金 不 足 比 率 * 2 ※過去3年度分を記載	H27 0.0%	H28 0.0%	H29 0.0%

【上記の指標等を踏まえた現在の経営状況の分析】

平成27年10月1日から指定管理者による運航に移行した。(H27.10.1~H32.9.30)

指定管理の条件に即して適切に運行管理されており、かつ、人口減少が進展しているにもかかわらず、黒字運航を確保している。
なお、指定管理者による運航に際して、収益は全額指定管理者の収入とし、市から指定管理料を支払わないこととしている。

*2 ここでいう資金不足比率とは、地方財政法による資金不足比率を指し、以下の算式により算出するものとする。

資金不足比率〔法適用企業の場合〕 = (地方財政法施行令第15条第1項により算定した資金の不足額) ÷ ((営業収益) - (受託工事収益)) × 100

資金不足比率〔法非適用企業の場合〕 = (地方財政法施行令第16条第1項により算定した資金の不足額) ÷ ((営業収益) - (受託工事収益)) × 100

2. 経営の基本方針

※ 将来の事業環境等を踏まえ、事業を継続する上での経営理念、基本方針等について記載すること。

人口減少が進んでいる状況下においては、将来的には赤字運航への転落が予想される。
このため、観光客や自家用車の利用者など、現在獲得できていない需要の獲得に向けた取組を行っていく。
なお、経営を効率化し、航路を維持するためには、今後とも指定管理者による運航を継続する予定であるため、指定管理者の更新前には、専門機関等と協議しつつ、適切な公募条件(便数、料金等)を設定する。

3. 投資・財政計画(収支計画)

(1) 投資・財政計画(収支計画)：別紙のとおり

(2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

①収支計画のうち投資についての説明

指定管理者と協議の上、定期的に船舶の点検を実施し、必要な修繕や利便性の向上に向けた改修を行っていく。

※日常の管理に属するものは指定管理者の経費負担

なお、現時点においては見込んでいないが、平成32年10月以降の運航体制等を検討する際には、乗降客数の動向や船舶の老朽化の状況を見据えながら、ダウンサイジングも視野に入れた船舶の更新を検討する必要がある。

②収支計画のうち財源についての説明

指定管理者制度に移行したため、市が負担すべき維持修繕以外の経費は発生しない。

(平成30年以降の見込みは、当該経費を見込むものであり、収益納付を求めているため、必要に応じ、一般会計から特別会計への繰入れを行うものである。)

③収支計画のうち投資以外の経費についての説明

定期的に船舶の点検を実施するための旅費を見込んでいる。

(3) 投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

(1)において、純損益(法適用)又は実質収支(法非適用)が計画期間の最終年度で黒字とならず、赤字が発生している場合には、赤字の解消に向けた取組の方向性、検討体制・スケジュール等を記載すること。

* (1)において黒字の場合においても、投資・財政計画(収支計画)に反映することができなかった検討中の取組や今後検討予定の取組について、その内容等を記載すること。

指定管理者の更新前には、専門機関等と協議しつつ、適切な公募条件(便数、料金等)を設定する。

また、乗降客数の動向や船舶の老朽化の状況を見据えながら、ダウンサイジングも視野に入れた船舶の更新を検討する。

4. 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項

経営戦略の事後検証、更新等に関する事項	指定管理者指定期間の更新時期(平成32年9月以降)を目途に見直し更新を行っていく。
---------------------	---